

盛岡市「わがまち特例」一覧表

項番	対象資産	取得時期	適用期間	特例割合	対象施設	必要書類	根拠法令
1	家庭的保育事業用施設 (家屋及び償却資産) 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から） 償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産	期限なし	課税標準額3分の1	児童福祉法に基づく家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に提出した書類の写し	・地方税法第349条の3第27項 ・盛岡市市税条例第51条の2第1項
2	居宅訪問型保育事業用施設（家屋及び償却資産） 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から） 償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産	期限なし	課税標準額3分の1	児童福祉法に基づく居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に提出した書類の写し	・地方税法第349条の3第28項 ・盛岡市市税条例第51条の2第2項
3	事業所内保育事業用施設 (家屋及び償却資産) 都市計画税適用あり	家屋：直接当該事業の用に供した時期（適用は平成30年度課税分から） 償却資産：平成29年4月1日以降に取得した資産	期限なし	課税標準額3分の1	児童福祉法に基づく事業所内保育事業（定員5人以下）の認可を得た者が直接当該事業の用に供する施設	・当該事業に係る認可通知書の写し ・市の認可を受ける際に提出した書類の写し	・地方税法第349条の3第29項 ・盛岡市市税条例第51条の2第3項
4	水質汚濁防止法の汚水又は廃液の処理施設 (償却資産)	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	期限なし	課税標準額2分の1	沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等	・特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書に係る受理書の写し ・設置時期や金額が分かる書類の写し	・旧地方税法附則第15条第2項第1号 ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第1項
5		令和4年4月1日から令和8年3月31日まで			沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ・暫定排水基準が適用されている事業者が取得するものに限る。		・地方税法附則第15条第2項第1号 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第1項
6	下水道除害施設 (償却資産)	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで	期限なし	課税標準額4分の3	沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等	・除害施設（築造・改造・増築）計画承認申請書の写し ・検査済証の写し ・下水道除害施設の設備であることが分かる書類	・旧地方税法附則第15条第2項第5号 ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第2項
7		令和4年4月1日から令和6年3月31日まで		課税標準額5分の4	沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ・令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該供用開始日前から事業を行う者が当該工場等に設置するものに限る。		
8		令和6年4月1日から令和8年3月31日まで		沈澱または浮上装置、油水分離装置等 ・令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において、当該供用開始日前から事業を行う者が当該工場等に設置するものに限る。			
9	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和2年4月1日から令和6年3月31日まで	最初の3年度分	課税標準額3分の2	特定太陽光発電設備（1,000kW未満） ・再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り。	・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の「交付申請書」と「実施計画書類等」の写し	・旧地方税法附則第15条第25項第1号イ、ロ、ハ、ニ ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第3項、4項、5項、6項
10					特定風力発電設備（20kW以上） ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類	
11					特定地熱発電設備（1,000kW未満） ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	
12					特定バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満） ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		

項番	対象資産	取得時期	適用期間	特例割合	対象施設	必要書類	根拠法令
13	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額4分 の3	特定太陽光発電設備 (1,000kW以上) ・再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに 限る。	・「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 交付決定通知書」の写し ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の 「交付申請書」と「実施 計画書類等」の写し	・旧地方税法附則第15条 第25項第2号イ、ロ、ハ ・旧盛岡市市税条例附則 第7条の2の2第7項、 8項、9項
14					特定風力発電設備 (20kW未満) ・固定価格買取制度 の認定を受けたもの に限る。	・再生可能エネルギー発 電設備にかかる認定通知 書の写し、または 「再生可能エネルギー発 電設備事業計画」の認定 を受けたことが分かる書 類	
15					特定水力発電設備 (5,000kW以上) ・固定価格買取制度 の認定を受けたもの に限る。	・電力事業者と締結して いる「特定契約書」の写 し	
16	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和2年4月1日から 令和6年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額2分 の1	特定水力発電設備 (5,000kW未満) ・固定価格買取制度 の認定を受けたもの に限る。	・再生可能エネルギー発 電設備にかかる認定通知 書の写し、または 「再生可能エネルギー発 電設備事業計画」の認定 を受けたことが分かる書 類 ・電力事業者と締結して いる「特定契約書」の写 し	・旧地方税法附則第15条 第25項第3号イ、ロ、ハ ・旧盛岡市市税条例附則 第7条の2の2第10項、 11項、12項
17					特定地熱発電設備 (1,000kW以上) ・固定価格買取制度 の認定を受けたもの に限る。		
18					特定バイオマス発電 設備(10,000kW未満) ・固定価格買取制度 の認定を受けたもの に限る。		
19	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額3分 の2	特定太陽光発電設備 (1,000kW未満) ※固定価格買取制度 の認定を受けたもの を除く。 ・認定地域脱炭素化 促進事業計画に従い 取得した50kW以上の 設備で、以下①～③ のいずれかの補助金 等を受けて取得した もの ①二酸化炭素排出抑 制対策事業費 ②需要家主導型太陽 光発電・再生可能エ ネルギー電源併設型 蓄電池導入支援事業 費 ③株式会社脱炭素化 支援機構が行う対象 活動に対する投融資 又は ・グリーンイノベー ション基金補助金 を受けて取得したペロ ブスカイト太陽電池 設備	・補助事業者等が交付す る補助金等が確定した ことがわかる書類の写し ・出力規模等が確認でき る資料の写し(仕様書、 見積書等)	・地方税法附則第15条第 25項第1号イ、ロ、ハ、 ニ ・盛岡市市税条例附則第 7条の2の2第3項、4 項、5項、6項
20					特定風力発電設備 (20kW以上) ・固定価格買取制度 の認定を受けたもの に限る。	・再生可能エネルギー発 電設備にかかる認定通知 書の写し、または 「再生可能エネルギー発 電設備事業計画」の認定 を受けたことが分かる書 類 ・電力事業者と締結して いる「特定契約書」の写 し	
21					特定地熱発電設備 (1,000kW未満) ・固定価格買取制度 の認定を受けたもの に限る。		
22					特定バイオマス発電 設備(10,000kW以上 20,000kW未満) ・固定価格買取制度 の認定を受けたもの に限る。		

項番	対象資産	取得時期	適用期間	特例割合	対象施設	必要書類	根拠法令
23	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額7分 の6	特定バイオマス発電設備(10,000kW以上 20,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。 ・木竹に由来するもの又は農作物の収穫に伴って生ずる固体のバイオマスを電気に変換するものに限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類 ・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	・地方税法附則第15条第25項第2号 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第7項
24	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額4分 の3	特定太陽光発電設備(1,000kW以上) ※固定価格買取制度の認定を受けたものを除く。 ・認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した50kW以上の設備で、以下①～③のいずれかの補助金等を受けて取得したもの ①二酸化炭素排出抑制対策事業費 ②需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費 ③株式会社脱炭素化支援機構が行う対象活動に対する投融資	・補助金事業者等が交付する補助金等が確定したことがわかる書類の写し ・出力規模等が確認できる資料の写し(仕様書、見積書等)	・地方税法附則第15条第25項第3号イ、ロ、ハ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第8項、9項、10項
25					特定風力発電設備(20kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類	
26					特定水力発電設備(5,000kW以上) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	
27	再生可能エネルギー発電設備 (償却資産)	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額2分 の1	特定水力発電設備(5,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し、または「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことが分かる書類 ・電力事業者と締結している「特定契約書」の写し	・地方税法附則第15条第25項第4号イ、ロ、ハ ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第11項、12項、13項
28					特定地熱発電設備(1,000kW以上) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		
29					特定バイオマス発電設備(10,000kW未満) ・固定価格買取制度の認定を受けたものに限る。		
30	浸水防止用設備 (償却資産)	平成29年4月1日から 令和8年3月31日まで	最初の5年 度分	課税標準額3分 の2	防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機	・浸水防止用設備の設置が確認できる書類	・地方税法附則第15条第28項 ・盛岡市市税条例附則第7条の2の2第14項
31	企業主導型保育事業用施設 (土地、家屋及び償却資産) 都市計画税適用あり	平成29年4月1日から 令和6年3月31日まで	1月1日において政府の補助を受けている場合の翌年度分(最大5年度分)	課税標準額3分 の1	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業所等が一定の保育の用に供する施設(有料で借り受けたものを除く。)	・認可外保育施設設置届の受理に係る通知書の写し ・企業主導型保育事業(運営費)助成額確定通知書の写し	・旧地方税法附則第15条第32項 ・旧盛岡市市税条例附則第7条の2の2第14項

項番	対象資産	取得時期	適用期間	特例割合	対象施設	必要書類	根拠法令
32	市民緑地 (土地) 都市計画税適用あり	平成29年6月15日から 令和9年3月31日まで	最初の3年 度分	課税標準額3分 の2	緑地保全・緑化推進 法人が設置管理する 市民緑地の用に供す る土地（当該法人が 有料で借り受けた土 地を除く。）	・市民緑地設置管理計画 及び認定書の写し	・地方税法附則第15条第 32項 ・盛岡市市税条例附則第 7条の2の2第15項
33	サービス付き高齢者 向け賃貸住宅 (家屋)	平成27年4月1日から 令和9年3月31日まで	最初の5年 度分	税額を3分の2 減額	高齢者の居住の安定 確保に関する法律に 規定するサービス付 き高齢者向け住宅で ある賃貸住宅	・固定資産税減額申告書 ・サービス付き高齢者向 け住宅登録通知書の写し ・当該貸家住宅の建設に 要する費用について地方 税法施行令附則第12条第 12項第1号ロに規定する 補助を受けている旨を証 する書類の写し	・地方税法附則第15条の 8第2項 ・盛岡市市税条例附則第 7条の2の2第16項
34	大規模の修繕等が行 われたマンション (家屋)	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで の修繕等	最初の1年 度分	税額を2分の1 減額	新築された日から20 年以上を経過したマ ンションのうち、大 規模な修繕等が行わ れたもの	詳細は盛岡市公式ホーム ページ内のページ番号 1043195をご確認ください。 い。	・地方税法附則第15条の 9の3第1項 ・盛岡市市税条例附則第 7条の2の2第17項